

平成 27 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 マ ル マ ン 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 出 山 泰 弘
 (コード番号：7834)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 盧 康 九
 (TEL. 03-3526-9970)

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第 1 回新株予約権の募集発行に関するお知らせ

当社は、平成27年6月10日付の取締役会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）の方法による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本付属新株予約権」といいます。）及び第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に係る募集を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 27 年 6 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額：5,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	980,392 株
(5) 資金調達の額	200,000,000 円
(6) 転換価額	204 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ドリーム 8 号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(注1) 本新株予約権付社債の特徴

(1) 行使価額及び対象株式数が固定されております。

発行当初から本付属新株予約権の行使価額は204円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から980,392株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。

(2) 繰上償還条項

- ① 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合）、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還します。
- ② 本新株予約権付社債の発行後、本項（1）号の償還日の50営業日前まで（当日を含みます。）のいずれかの5連続営業日（ただし、終値のない日は除きます。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が転換価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の転換価額）の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、当社に対して事前通知を当該5連続営業日の最終日の翌営業日から5営業日後の日まで（当日を含む。）の間に、当社が繰上償還を行うべき日（以下本号において「繰上償還日」という。）まで50営業日以上の間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、繰上償還日、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、償還金支払場所に提出することにより、繰上償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有します。
- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が5営業日（終値のない日を除きます。）連続して本付属新株予約権の転換価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の転換価額）の135%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を償還する日（以下③において「繰上償還日」といいます。）を定めたときは、償還の対象となる本新株予約権付社債の保有者に対し、繰上償還日の通知を繰上当該償還日の10営業日前までに行うことにより、繰上償還日の到来をもって、繰上当該償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で償還することができます。本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとします。なお、本新株予約権付社債の保有者は、当社による本新株予約権付社債の繰上償還日の前日まで本新株予約権を行使することができます。
- （3） 譲渡制限
本付属新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

（注2） 本新株予約権付社債の払込みについて

当社は、割当予定先であるドリーム8号投資事業有限責任組合より、本年2月と3月に合計2億円の融資を受けております。本新株予約権付社債の払込金額の総額2億円については、当該借入債務と相殺する予定であるため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生しない見込みです。

(2) 第1回新株予約権

(1) 割当日	平成27年6月26日
(2) 新株予約権の総数	45個（1個当たりの目的株式数24,000株）
(3) 発行価額	総額3,306,960円（新株予約権1個当たり73,488円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,080,000株
(5) 資金調達の額	240,906,960円 （内訳） 新株予約権発行分 3,306,960円 新株予約権行使分237,600,000円
(6) 行使価額	220円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当により、総数をドリーム8号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(注) 本新株予約権の特徴

(1) 行使価額及び対象株式数が固定されております。

発行当初から行使価額は220円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から1,080,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が10営業日（終値のない日を除きます。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の135%を超過した場合で、かつ、マルマン株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の10営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

(3) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「健康」をキーワードとして、ゴルフ関連事業（ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品の企画・開発・製造・販売及び輸出関連事業）、健康食品関連事業（禁煙パイポ、電子パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品の企画・販売）及びゴルフ場の運営事業を行っております。

当社グループの売上の大部分を占めるゴルフ関連事業は、国内ではレジャー・スポーツの多様

化と若年層の競技人口の減少により、市場規模が縮小傾向にあります。特に平成23年3月に発生しました東日本大震災は、ゴルフ用品販売をはじめとするレジャー・スポーツ用品市場を直撃し、自粛ムードの広がりにより深刻な消費不振に陥り、市場の縮小に拍車をかける結果となりました。

このような状況の下、当社グループでは、ゴルフ用品販売の国内から海外へのシフトを押し進めるため、海外での販売拠点を拡充することを目的に、平成23年、香港及び上海に現地法人を設立したことに続き、平成25年11月、北京で新たに現地法人を設立し、香港を含む中国市場を3拠点体制で開拓していくこととしました。

国内では成熟産業に位置付けられるゴルフ市場は、海外では新興国を中心に今後も市場の拡大が期待されており、特に中国は富裕層を中心にゴルフ競技人口が増加しつつあり、当社の主力ブランドである「マジェスティ」は、こうした富裕層を対象とするハイエンドの商品として高いブランドイメージを有しております。

一方、中国ではPM2.5による大気汚染が深刻化しており、屋外スポーツであるゴルフにとって阻害要因となっております。また、中国政府は、ゴルフ場での農薬の大量使用による自然環境への懸念等から、新たなゴルフ場の開発を規制する動きがあり、既に開業しているゴルフ場の一部についても、法令違反を理由に廃止するなどの措置を取っております。

更に、現政権においていわゆる「ぜいたく品の禁止令」が打ち出され、ゴルフクラブは富裕層の嗜好品としてその規制対象に位置付けられ、ゴルフ用品は一時的な販売不振に直面いたしております。

また、当社グループでは、平成23年9月期から平成26年9月期にかけて、海外代理店の契約不履行からその債権が滞留し、また、当該代理店との契約解除を行ったことで売上の減少を招き、貸倒引当金の繰入れ及び訴訟費用の発生などにより多額の損失を計上しました。

中国現地法人の設立は、こうした代理店政策の見直しによるものでありますが、中国のゴルフ市場を取り巻く環境変化により、現地法人3社は予定していた事業計画を達成することができず、連結業績にマイナスの影響を与える結果となった他、前代理店に対する損失処理を行ったことなどにより、当社グループは、平成24年9月期以降、3期連続で連結純損失を計上することとなりました。

当該状況を解消し、継続的な利益体質への転換を図り、グループの企業価値を増大していくため、当社グループは現在、①販売の回復と拡大、②コスト削減、③財務体質の強化の3つの観点で下記に記載する経営改善策（以下「本経営改善策」といいます。）を策定し、実行を開始しております。

① 販売の回復と拡大

【ゴルフ関連事業】

・国内ゴルフ事業の販売促進

当社の主力ブランドである「マジェスティ」の商品ラインアップを拡充し、ブランドの構成比率を高めることでより高い利益率を実現してまいります。マジェスティブランドの販売促進のため、今後、総合ゴルフ診断施設としての「フィッティング・アリーナ」の拡充、プロゴルフ大会の開催、宣伝広告の強化を企画・実施してまいります。

・海外新規パートナーとの契約

販路の拡大を目的に、東南アジア、オセアニア、南米、ヨーロッパの各地域における未取引地区への販売を行うため、現在、これら地域におけるパートナーの候補先の調査活動を実施しており、この内、数社と交渉を開始しております。

また、北米地域について前代理店の契約不履行により、当該地域の販売を中断しておりますが、前代理店との契約解除が正式に認められたことから、同地域での販売再開に向け、具体的な準備を行っております。

【健康食品関連事業】

- ・新商品の取り扱い

新しい禁煙関連商品として「電子パイポ」を大手コンビニエンスストアやドラッグストアを通じて販売することとなりました。

また、健康食品関連商品の販売ルートを拡大するため、インターネットを通じた販売システムの構築に取り掛かっております。

② コスト削減(ゴルフ関連事業)

- ・内製化比率の拡大と生産の効率化

当社南千住工場の生産能力を拡大し、内製化比率を高めるとともに、生産工程の改善により製造原価の削減を実施いたします。

- ・組織体制の見直し(海外子会社)

中国の子会社3社について、香港を除く中国本土内の販売拠点を集約する組織再編を実施することにより、より効率的な組織運営に転換を図り、固定費の削減と管理の一元化を実施し、早期の黒字化を目指します。

③ 財務体質の強化

- ・有利子負債の圧縮

当社借入金全体の5割以上を占める借入は、破たんした日本振興銀行からブリッジバンク等を経由して、現在、投資ファンドに譲渡されたものですが、当該借入先に対しては新たな借入れができず、銀行借入れと比較して金利も割高で、元本返済と金利の支払いが経営の負担となっております。

当社では現在の状況を改善すべく、取引銀行等の協力により当該借入先から他の金融機関への借換えを検討しており、借換えによる約定返済及び金利負担の軽減と、固定した借入枠の設定による安定した資金調達等、財務基盤の強化を目指しております。

当社は、本経営改善策を実行するため、新たに必要となる資金の確保を目的として、平成27年1月頃から資金調達の方法の検討を開始いたしました。本経営改善策を迅速かつ円滑に実行するために、資金を調達することを優先して検討してまいりました。また、その結果、以下に記載する経緯により、ドリーム8号投資事業有限責任組合に対して、本新株予約権社債と本新株予約権を組み合わせた第三者割当(以下「本資金調達」といいます。)を行うことを決定しました。なお、上記経営改善策の中で、電子パイポの販売及びゴルフ関連商品の販売促進の速やかな実施のために、当社では、平成27年5月21日付で公表した「資金の借入れに関するお知らせ」のとおり、平成27年2月と3月にドリーム8号投資事業有限責任組合から合計2億円の借り入れを行っております。この借入金の返済と今後、新たに必要となる資金の確保を目的として、第三者割当による資金調達を実施するものであります。

(2) 本資金調達の方法を選択した理由

上記「(1)資金調達の主な目的」に記載したとおり、当社は平成24年9月期より3期連続して純損失を計上しており、現状下で金融機関より新たな借入を行うのは極めて難しく、エクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。

当社の財務体質の健全化及び信用力の向上を図り、自己資本を充実させ、かつ、持続的な成長を目指すためには外部からの資金調達が必須であると判断し、資本調達を検討するに至りました。

その中で、公募増資は現状の株式市場、当社の業績とともに、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、当社の業績手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適切であると判断いたしました。

以上のことから、当社の事業や事業戦略を理解し、当社の事業を支援していただける新たなエ

クイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による株式や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、ドリーム8号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社から、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、販売の回復と拡大、コスト削減及び財務体質の強化を実施して早期黒字化を図るといふ当社の経営目標を達成し、あわせて企業価値の最大化を実現させるためには、早期に安定した資金を調達することが必須であると判断いたしました。また、他の資金調達方法とも比較し、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せが株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に充分配慮しつつ、必要資金を調達し、企業価値を最大化するという当社のニーズを充足しうる、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(3) 当該資金調達に係るリスク

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、新たに発生する事業等のリスクは、次のとおりであると判断しております。

① 株式価値の希薄化に関わるリスク

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数と、本新株予約権の行使により発行される新株式数 2,060,392 株に係る議決権数は 20,603 個となり、当社の発行済株式数 12,229,200 株に係る議決権数 122,279 個（平成 27 年 3 月 31 日現在）に占める割合が 16.85%となることから、株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当該資金調達の目的である自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を図ることにより、当社の収益が拡大し、中長期的な視点から株主価値の持続的な拡張につながると判断しており、今回の第三者割当増資による発行数量及び株式価値の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

② 資金調達に関するリスク

本新株予約権付社債については、即時資金調達が可能であり、一年目の資金需要に対するリスクはありません。しかし、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、二年目以降の収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。また、資金使途に大きな影響を及ぼす可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	440,906,960円
(内訳)	
(ア) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	200,000,000円
(イ) 第1回新株予約権の発行	3,306,960円
(ウ) 第1回新株予約権の行使	237,600,000円
① 発行諸費用の概算額	30,000,000円
② 差引手取概算額	410,906,960円

(注)

- ① 「払込金額の総額」は、本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円に本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額240,906,960円を合算した金額です。なお、「差引手取概算額」は、「払込金額の総額」から「発行諸費用の概算額」を差し引いた金額としておりますが、本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円については、当社が割当予定先に対して負っている同額の借入債務と相殺する予定であるため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生しない見込みです。
- ② 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。
- ③ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- ④ 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用3,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用1,800,000円、SU & Partners社（住所：8F,COWELL Building,140,Sapyeong-daero, Seocho-gu,Seoul,Korea 代表者：金哲中氏）に対するアドバイザーフィー22,000,000円、信用調査費用700,000円、その他の事務費用2,500,000円（有価証券届出書作成、登録免許税、変更登記費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

[本新株予約権付社債]

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
借入金の返済	200	平成27年6月

(注) 当社は、経営改善策の遂行に係る事業資金として、今回の割当予定先であるドリーム8号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）より、平成27年2月27日と平成27年3月5日の2回にわたり、合計200,000,000円の融資を受けております。本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円については、当社が割当予定先に対して負っている同額の当該借入債務と相殺する予定であるため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生しない見込みです。

なお、割当予定先からの借入れの概要は以下のとおりです。

- ・契約日 平成27年2月26日
- ・借入金額 2億円

- ・借入日 平成 27 年 2 月 27 日及び平成 27 年 3 月 5 日
- ・弁済期限 平成 27 年 8 月 25 日
- ・利息 年 1.5 パーセントの割合（年 365 日の日割計算）

当該借入金の使途は以下のとおりです。

① 新商品（電子パイポ）販売に伴う仕入及び販売促進費用

当社グループは、本年 3 月より新しい禁煙関連商品として「電子パイポ」を発売しました。電子パイポは、ニコチンを使用せず、安全性にも配慮した国産リキッド採用の電子タバコとして、大手コンビニエンスストア及びドラッグストアからの引き合いがあり、これらの受注に対応するため仕入れが急増いたしました。このため、店頭への設置に伴う仕入代金の決済資金として、借入金の内 108 百万円を充当したものであります。

② 中国子会社組織再編及び海外新規パートナー調査費用

中国市場の変化に対応するため、中国子会社の組織再編を行い、北京及び上海現地法人の統合に向けた準備を開始しました。中国における販売体制の見直しの一方で、他の未取引地域の新規開拓を行うため、新たな市場と代理店候補先の調査活動を行い、一部地域で取引を開始いたしました。

中国の組織再編に係る法務関係費用及び海外新取引開拓に伴う調査費用として、借入金の内 20 百万円を充当いたしました。

③ 南千住工場生産能力拡大及び商品ラインアップ拡充のための商品開発、宣伝広告費用

ゴルフ事業の販売拡大の為、商品ラインアップの拡充と宣伝広告等の販促策を強化いたしております。また円安による仕入の高騰に対応するため、南千住工場の生産能力を拡充し、内製化比率を高める対応を行っております。これら商品開発、宣伝広告及び生産拡大に伴う費用として、借入金の内 72 百万円を充当いたしました。

〔本新株予約権の発行及び行使による調達資金の使途〕

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
① フィットニング・アリーナ東京の開設にかかる費用	25	平成28年1月～平成28年9月
② 契約プロの増強	25	平成28年1月～平成28年9月
③ 資金の借替えを前提とした借入金の返済	160	平成27年10月～平成28年9月

① フィットニング・アリーナ東京の開設にかかる費用

当社グループは、顧客関係管理を重要な戦略の 1 つに置いております。顧客との関係をより深めるため、横浜、名古屋及び大阪に総合ゴルフ診断施設として「フィットニング・アリーナ」を開設し、当社商品のユーザーを始め、広くゴルファーにスイング診断等の様々なサービスを提供しております。しかし、最も要望の高い東京地区に、現在、同施設がなく、フィットニングアリーナ東京の開設が重要な課題となっております。この開設に係る費用として、25 百万円を見込んでおります。

② 契約プロの増強

当社製品の性能をより広く消費者にアピールするため、契約プロゴルファーの増強を図り、プロゴルフトーナメント等で使用することで宣伝効果を高めてまいります。プロゴルファーとの契約金及び契約プロの使用する用具の提供等費用として、25 百万円を見込んでおります。

③ 資金の借替えを前提とした借入金の返済

当社借入金全体の5割以上を占める借入は、破たんした日本振興銀行からブリッジバンク等を経由して、現在、投資ファンドに譲渡されたものですが、当該借入先に対しては新たな借入れができず、銀行借入れと比較して金利も割高で、元本返済と金利の支払いが経営の負担となっております。

当社では現在の状況を改善すべく、取引銀行等の協力により当該借入先から他の金融機関への借換えを検討しており、借換えによる約定返済及び金利負担の軽減と、固定した借入枠の設定による安定した資金調達等、財務基盤の強化を目指しております。

借換えを行うには、現行の借入金を圧縮する必要があるとあり、その返済の一部として調達資金のうち160百万円を見込んでおります。

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になり、当社の資金使途に影響を及ぼす可能性があります。その場合には、③資金の借替えを前提とした借入金の返済、②契約プロの増強、①フィッティング・アリーナ東京の開設にかかる費用の順で優先的に資金充当いたします。なお、本新株予約権が大幅に行使されない状況において、資金使途に影響を及ぼすと判断した場合には、当社は状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の調達資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本資金調達により、本経営改善策を迅速かつ円滑に実行することにより、経営体制を強固なものとし、純損失計上が連続している収益体制からの脱却や、将来に向けての事業拡大へと寄与するものと考えております。

このような理由から、本資金調達による資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

① 本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

転換価額につきましては、ドリーム8号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成27年6月9日）までの株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値の3か月の平均値である220円から7.27%ディスカウントした204円といたしました。

なお、当該直前営業日の終値250円に対する乖離率は△18.40%、当該直前営業日までの1か月の終値平均259円に対する乖離率は△21.24%、当該直前営業日までの6か月の終値平均183円に対する乖離率は11.48%となっております。

当社といたしましては、時価をベースにした価格による増資を念頭に、割当予定先と本年2月より協議を進めておりましたが、当社と割当予定先が諸条件について協議を行っていた平成27年3月の株価の平均値は151円であり、当該価格水準から数パーセント程度のディスカウントを行った水準で転換価額を決定することを想定しておりました。しかし、平成27年4月頃から当社の株

価が急騰し、一時、終値が300円を超えるなど大きく変動する状況が続きました。当社では、平成27年5月13日公表の平成27年9月期第2四半期決算短信及び同日公表の平成27年9月期通期業績予想の修正に関するお知らせに至るまで、当社の業績に影響を及ぼすような事実を公表しておらず、また、同日公表した決算短信及び業績予想の修正は当初の予想を下回るものでしたが、その後も一時、終値が300円を超える水準まで急騰するなど株価の変動が激しい状況が続いております。そのため、取締役会決議前日という特定の日の終値によるのではなく一定の期間の平均値を使用する方が、株価の変動など特殊要因をできるだけ排除し、企業価値を正しく反映するものと判断しました。

平均値の計算対象となる期間につきましては、株価の変動が少なく安定していた時期も一定期間含めることを念頭に、割当予定先と諸条件について話し合い、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前営業日（平成27年6月9日）までの3か月とし、3か月の平均値である220円を基準価格として設定しこの価格から7.27%ディスカウントした204円を転換価額といたしました。

転換価額のディスカウント率を7.27%とした経緯と致しましては、割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、転換価額の影響度を慎重に検討しつつ、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、ゼロクーポンであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対して本付属新株予約権の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本付属新株予約権の評価報告書を取得しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価250円（平成27年6月9日の終値）、転換価額204円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）34.49%（平成25年5月～平成27年5月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.003%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権1個につき77,303.91円との算定結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成29年6月28日）に時価が行使価格以上である場合には残存している本付属新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、①転換も繰上償還もされない場合、②繰上償還を行う場合、③転換した場合、において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

ii. 本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項（以下「繰上償還条項」といいます。）を発動するとの前提を置いております。

当社としては、現時点において、明確な繰上償還条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに繰上償還条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となり、また別

の有利な資金調達が行われてきた場合にも、繰上償還条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が275円となると繰上償還条項が発動されるという前提に基づいて本付属新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、繰上償還条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本付属新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本付属新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本付属新株予約権の1個当たりの価値は622,933.01円となり、545,629.10円程度高く評価されております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = (転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数) / (発行済株式総数 + 転換による発行株式数)

なお繰上償還条項の発動時の株価水準である275円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が270円に低下するとの前提としております。

$$\begin{aligned} \text{転換後の株価} &= (275円 \times 12,229,200株 + 204円 \times 980,392株) / (12,229,200株 + 980,392株) \\ &= 270円 \end{aligned}$$

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,685株（平成25年6月10日から平成27年6月9日までの日次売買高の中央値である16,850株の10%）づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本社債に本付属新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は本社債に利息を付さないことからその利息相当額が該当し、本社債の券面総額200百万円に対する2年分の利息相当額は16.2百万円程度（利息相当額 = 本社債の券面総額200百万円 × 借

入金平均利率4.05%×2年)であり、本付属新株予約権の公正価値である3,092,156円(本新株予約権の1個当たり公正価値77,303.91円×40個)を上回る水準であります。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の発行は合理性があり妥当であると考えております。

なお、当社監査役全員から、当社が本付属新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本付属新株予約権の実質的な対価が算定された本付属新株予約権の公正価値評価額(3,092,156円)を上回る額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

② 第1回新株予約権

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果(本新株予約権1個につき73,488円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を73,488円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価250円(平成27年6月9日の終値)、権利行使価格220円、ボラティリティ34.49%(平成25年5月～平成27年5月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.003%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき73,488円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成27年6月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の3か月の平均値220円を参考とし、行使価額を220円といたしました。なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均259円に対する乖離率は△15.06%、当該直前営業日の終値250円に対する乖離率は△12.00%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均183円に対する乖離率は20.22%となっております。

取締役会決議日までの3か月間の終値の平均値を参考値として採用いたしましたのは、平成27年4月頃から当社の株価が急騰し、一時、終値が300円を超える状況となりました。当社では、5月13日公表の平成27年9月期第2四半期決算短信及び同日公表の平成27年9月期通期業績予想の修正に関するお知らせに至るまで、当社の業績に影響を及ぼすような事実を公表しておらず、また、同日公表した決算短信及び業績予想の修正は当初の予想を下回るものでしたが、その後も一時、終値が300円を超える水準まで急騰するなど株価の変動が激しい状況が続いております。そのため、取締役会決議前日という特定の日の終値によるのではなく一定の期間の平均値を使用する方が、株価の変動など特殊要因をできるだけ排除し、企業価値を正しく反映するものと判断しました。

平均値の計算対象となる期間につきましては、株価の変動が少なく安定していた時期も一定期間含めることを念頭に、割当予定先と諸条件について話し合い、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前営業日(平成27年6月9日)までの3か月とし、3か月の平均値である220円を基準価格とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成29年6月28日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、新株予約権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、新株予約権者は、時価と行使価格とを勘案し、①行使も取得条項による取得もされない場合、②取得条項による取得を行う場合、③行使した場合、において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日から20営業日を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10営業日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の135%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額220円に135%を乗じた297円（小数点以下切捨て）（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に基づいて計算されます。）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が523,633.1円となり4,501,415.1円程度高く評価されております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数） / （発行済株式総数+行使による発行株式数）

なお任意取得条項の発動時の株価水準である297円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が291円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝（297円×12,229,200株+220円×1,080,000株） / （12,229,200株+1,080,000株）
＝291円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,685株（最近2年間の日次売買高の中央値である16,850株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り73,488円）と本新株予約権の払込金額（1個当り73,488円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（73,488円）と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は980,392株となり、本新株予約権の行使により最大1,080,000株の新株式が発行され、これらを合算した2,060,392株に係る議決権数（20,603個）の当社総議決権数に対する希薄化率は16.84%（全部転換・行使後において総議決権数に占める割合は14.42%）となります。

また、①本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,060,392株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,268,698株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の61.57%程度であります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。

一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,060,392株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は4,205株となり、上記1日当たりの出来高の0.33%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、割当予定先は市場への影響を常に留意している旨を、割当予定先の当社への投資方針を確認するため割当予定先より受領した「ドリーム8号投資事業有限責任組合の基本運営方針」で述べており、具体的には、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日当たり平均売買出来高の15%以下を目途に売却する予定であることを当該基本運営方針で確認いたしております。更に「6. (4)割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債と本新株予約権の行使にタイムラグがあること及び本新株予約権付社債については当社の株価が一定以上の金額で推移する場合には、当社の判断により任意に本新株予約権付社債を償還することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。このような考えのもと、本日付当社取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について十分に検討を行い、取締役全員の賛成により決議されたものであります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①名称	ドリーム8号投資事業有限責任組合	
②所在地	東京都千代田区神田錦町3-19神田錦NRビル6階	
③設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律	
④組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤組成日	平成27年2月17日	
⑥出資の総額	10万円	
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	33.29% 勝山 博文 33.29% 宮嶋 正邦 33.29% 株式会社 アクアテック 0.067% ニュース証券株式会社 0.067% モダンパス合同会社 代表社員 勝山博文	
⑧業務執行組合員の概要	名称	モダンパス合同会社
	所在地	東京都千代田区神田錦町3-19神田錦NRビル6階
	代表者の役職・氏名	代表社員 勝山博文
	事業内容	投資事業組合財産の運用、管理
	資本金	10万円
⑨上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む）と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。提出日現在当社は当該ファンドから2億円の借入れを行っております。その他、当該ファンドとの間に特筆すべき資本関係・人的関係・出資関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員若しくは業務執行組合員の関係者若しくは関係会社との間には特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注1) 当社は、割当予定先と、平成27年2月26日付で次のとおり金銭消費貸借契約を締結しております。

- ・契約日 平成27年2月26日
- ・貸主 ドリーム8号投資事業有限責任組合
- ・借主 マルマン株式会社
- ・借入金額 2億円
- ・借入日 平成27年2月27日及び平成27年3月5日
- ・弁済期限 平成27年8月25日

・利息 年1.5パーセントの割合（年365日の日割計算）

(注2) 割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員、主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番 代表取締役：羽田 寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。上記のとおり、割当予定先、割当予定先の役員及び主な出資者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成23年9月期から平成26年9月期にかけて、海外代理店の契約不履行からその債権が滞留し、また、当該代理店との契約解除を行ったことで売上の減少を招き、貸倒引当金の繰入れ及び訴訟費用の発生などにより、多額の損失を計上しました。

当該状況を解消し、継続的な利益体質への転換を図り、グループの企業価値を増大していくため、当社は、①販売の回復と拡大、②コスト削減、③財務体質の強化の3項目の経営改善策を策定し、実行していくこととしました。この実行に伴う資金について、調達方法を検討しましたが、当社は平成24年9月期より3期連続して純損失を計上しており、現状下で金融機関より新たな借入を行うのは難しく、エクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。当社の財務体質の健全化及び信用力の向上を図り、自己資本を充実させ、かつ、持続的な成長を目指すためには外部からの資金調達が必須であると判断し、資本調達を検討するに至りました。その中で、公募増資は現状の株式市場、当社の業績とともに、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、当社の業績と手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適切であると判断いたしました。以上のことから、当社の事業や事業戦略を理解し、当社の事業を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による株式や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社の筆頭株主である株式会社COSMO & Companyを擁する韓国コスモグループより資本戦略の助言を得て、同グループと取引のある財務コンサルタントを行う株式会社SU & Partners（大韓民国ソウル市、CEO 金哲中、以下「SU社」といいます）を紹介され、SU社とともに、複数の割当予定先を検討してまいりました。その中で、SU社と過去に取引の実績のある割当予定先の業務執行組合員であるモダンパス合同会社から提案をいただいた転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるモダンパス合同会社に対して、あらためて当社の事業戦略、財務内容及び資金需要及び現在進めている経営改善策についての説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。モダンパス合同会社は、当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を評価しており、一方、当社は同合同会社について、同合同会社が当社の今後の新たな事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同合同会社がこれまで他の投資事業有限責任組合を通じて上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として同合同会社が業務執行組合員として運

営を行っているドリーム8号投資事業有限責任組合を選定いたしました。

なお、経営改善策について速やかに実行する必要から、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当に先立ち、同投資事業組合より借入を行いました。当該借入金の返済は、本新株予約権付社債の払込金額の200百万円を充当する予定であります。

当社といたしましては、業績の早期安定のためには今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

なお、割当予定先からは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いております。また、当社が割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としております。また、割当予定先から、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断のうえ、附属新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であるが、運用に際しては市場への影響を常に留意している旨を、口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて、割当予定先と次のように協議し確認しております。

当社は、割当予定先と金銭消費貸借契約を締結し、平成27年2月と3月の2回にわたり、合計2億円の融資を受けており、現在においても同額の借入債務を負担しておりますが、本新株予約権付社債の発行に際し、同組合が負担する本新株予約権付社債の引受金支払債務と当社の負担する金銭消費貸借契約に基づく借入債務を相殺することにより、払込みとすることを予定しております。従いまして、本新株予約権付社債の払込みについては、問題ないと判断しております。

また、本新株予約権の発行に係る払込みについては、当社が、割当先から提出された金融機関における預金の残高証明書により割当予定先の預金口座の残高を確認した結果、本新株予約権の発行価額である3.3百万円を上回る残高が確保されていることを確認しております。

また、本新株予約権の権利の行使のために必要な資金の確保についても支障がない旨、割当予定先より、次のとおり説明を受けております。まず、本新株予約権の行使をする前に、本新株予約権付社債200,000千円を順次株式に転換し市場で売却を行うことで資金の流動化を計る方針であるとのことです。その後、本新株予約権の発行に伴う払込資金である3.3百万円を控除した投資事業有限責任組合残余資金(約6.8百万円)と、本新株予約権付社債を株式に転換し、転換した株式を株式市場において売却した資金により、本新株予約権の発行個数のうち大部分を行使し、その行使により取得した株式の売却とその売却代金を用い、残りの本新株予約権を行使していく予定とのことです。当該スキームにより本新株予約権を行使していくには、当社の株価が行使価格を上回る水準で維持される必要があります。しかし、本新株予約権付社債をすべて転換し、市場で売却すると、株価は下落し、本新株予約権の行使ができなくなることが想定されます。割当予定先からは、市場のインパクトを見合ながら市場での当社株式売却を行う旨を口頭で確認しております。しかしながら、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の資金使途に影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されない場合におきましては、資金

使途に影響を及ぼすと判断した場合、状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。また、本新株予約権付社債の転換によって取得される当社普通株式及び本新株予約権の行使によって取得される当社普通株式の売却株数とその売却時期については、1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日あたり平均売買出来高の15%以下を目途とし市場における影響を見合いながら市場売却をする予定である旨、割当予定先より受領した「ドリーム8号投資事業有限責任組合の基本運営方針」により説明を受けております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する金額及び本新株予約権の行使に要する金額を調達し得ると判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前	
株式会社 COSMO & Company	28.79%
許 京秀	13.12%
パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社	8.14%
日本証券金融株式会社	2.60%
小川 久哉	2.04%
マネックス証券株式会社	0.92%
松井証券株式会社	0.89%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 692506 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.86%
呉 鐘述	0.82%
福岡 慎二	0.82%

(注)

- 募集前の持株比率は、平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿をもとに作成しています。
- 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。割当予定先より、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の「ドリーム 8 号投資事業有限責任組合の投資運営方針」を受領しております。このため、同社の本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれず、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

今後は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を行うことが、更なる企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。財務基盤の安定化により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になり、継続及び安定した取引が見込まれます。さらに、将来の当社の事業基盤及び収益の拡大への貢献が見込まれます。

当該第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行にかかる事業展開が平成 27 年 9 月期の当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、詳細が判明次第公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
売上高（千円）	6,532,916	6,298,393	6,065,515
営業利益（千円）	91,825	△324,200	△460,688
経常利益（千円）	12,267	△540,569	△494,547
当期純利益（千円）	△91,347	△1,663,571	△917,201
1株当たり当期純利益（円）	△8.60	△146.35	△75.00
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	250.11	114.69	42.23

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年6月10日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,229,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
始値	171円	170円	183円
高値	280円	220円	211円
安値	139円	161円	115円
終値	170円	183円	143円

②最近6か月間の状況

	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月
始値	140円	141円	154円	208円	212円	269円
高値	150円	167円	195円	328円	341円	290円
安値	136円	136円	140円	170円	200円	250円
終値	142円	149円	195円	219円	272円	250円

（注）平成27年6月の株価については、平成27年6月9日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	平成27年6月9日
始値	251 円
高値	255 円
安値	263 円
終値	250 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 25 年 4 月 15 日
調達資金の額	299,985,400 円
発行価額	187 円
募集時における発行済株式数	10,625,000 株
当該募集による発行株式数	1,604,200 株
募集後における発行済株式数	12,229,200 株
割当先	許 京秀
発行時における当初の資金用途	① 上海現地法人の事業拡大資金 109,000,000 円 ② 北京現地法人の設立に伴う事業資金 179,985,400 円
発行時における支出予定時期	平成 25 年 4 月～平成 26 年 12 月
現時点における充当状況	当初の資金用途に従い、充当いたしました。

以上

マルマン株式会社 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 社債要項

1. 募集社債の名称 マルマン株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金200,000,000円
3. 各募集社債の総額 金5,000,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金5,000,000円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の払込期日 平成27年6月26日
11. 新株予約権の割当日 平成27年6月26日
12. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成29年6月28日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、繰り上げ償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還する。
 - (3) 本新株予約権付社債の発行後、本項(1)号の償還日の50営業日前まで(当日を含む。)のいずれかの5連続営業日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が連続して第13項第(8)号記載の本新株予約権の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該5連続営業日の最終日の翌営業日から5営業日後の日まで(当日を含む。)の間に、当社が繰り上げ償還を行うべき日(以下本号において「繰上償還日」という。)まで50営業日以上期間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、繰上償還日、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第17項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、繰上償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面

- 100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が5営業日(終値のない日を除く。)連続して第13項第(8)号記載の本新株予約権の転換価額の135%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を償還する日(以下本号において「繰上償還日」という。)を定めたときは、償還の対象となる本新株予約権付社債の保有者に対し、繰上償還日の通知を繰上償還日の10営業日前までに行うことにより、繰上償還日の到来をもって、繰上償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で償還することができる。本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、本新株予約権付社債の保有者は、当社による本新株予約権付社債の繰上償還日の前日まで本新株予約権を行使することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成27年6月29日から平成29年6月28日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
 - ② 振替機関が必要であると認めた日
- (4) 新株予約権の行使の条件
当社が第12項第(3)号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が行使請求受付場所に到着したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の取得事由は定めない。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、204 円とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第 (10) 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第 (11) 号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第 (11) 号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合
なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。
調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該

対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号③における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (11) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 当社は、本項第(10)号に掲げる各事由のいずれかを行う決定をするときは、かかる決定の

- 15 営業日前までに本新株予約権付社債の社債権者に書面で通知し、本項第(9)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うにあたり、当社は、書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を調整後の転換価額の適用の日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。
- (14) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- ① 本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (15) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (16) 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。
- (17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
14. 担保提供制限
- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条22号に提議される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。
- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
15. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。
- (1) 当社が第12項第(1)号又は第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(1)号の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の債権（但し、次号の債権を除く2億円を超えるものに限る。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、このかぎりではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社定款所定の方法によりこれを行う。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、社債権者の同意があるときは、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法による。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

マルマン株式会社 経営管理本部

18. 行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

19. 譲 渡 制 限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 社 債 権 者 集 会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集會を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集會は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集會の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集會の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

21. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、ドリーム8号投資事業有限責任組合に割り当てる。

22. 申 込 期 間 平成27年6月26日

23. そ の 他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

マルマン株式会社 第1回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 マルマン株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,306,960 円
3. 申込期日 平成 27 年6月 26 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年6月 26 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をドリーム8号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 1,080,000 株とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 24,000 株とする。
但し、交付株式数は本項第(2)号及び第(3)号により調整されるものとし、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。
7. 本新株予約権の総数 45 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 73,488 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 220 円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、当該証券又は当該権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- ④ ①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 営業日目に始まる 30 営業日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 当社は、本項第(2)号に掲げる各事由のいずれかを行う決定をするときは、かかる決定の 15 営業日前までに本新株予約権の新株予約権者に書面で通知し、行使価額の調整を行うにあたり、当社は、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を調整後行使価額の適用開始日の前日までに書面で通知する。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 6 月 29 日から平成 29 年 6 月 28 日（但し、平成 29 年 6 月 28 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。）の 3 営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 10 営業日（終値のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の 135%（297 円）を超過した場合で、かつ、マルマン株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 10 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該

取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

出資される財産は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、

自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

以上